

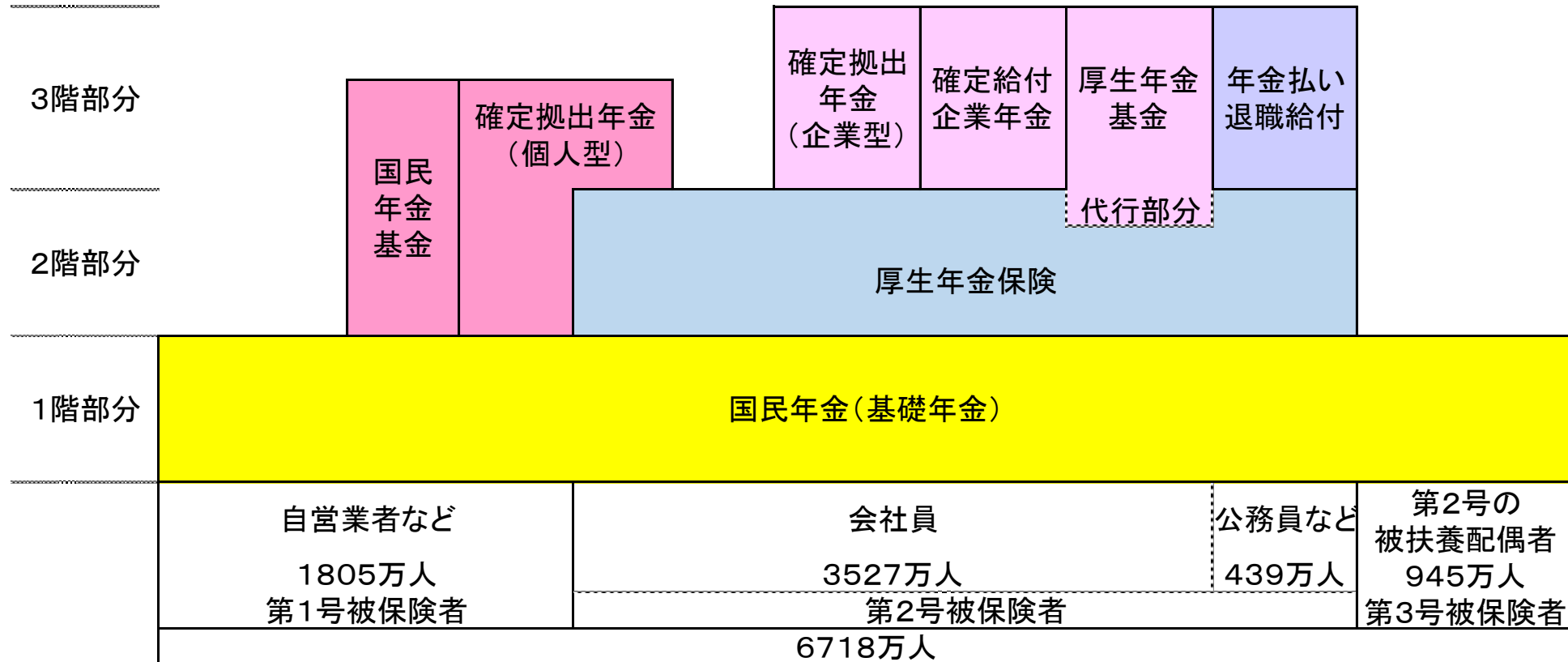
老齡年金 知っておきたい 3つのこと



年金研究所コンシリウス

www.kinyuchishiki.jp

<年金制度のしくみ>



< 公的年金の給付 >

	国民年金	厚生年金
老齢給付	(老齢基礎年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間などによる金額	(老齢厚生年金) ・65歳以降終身支給 ・保険料納付済み期間、平均標準報酬額による金額
障害給付	(障害基礎年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・障害等級に応じた金額 1級 780,100円×1.25+子の加算 2級 780,100円+子の加算 子の加算は 第1子、第2子 各224,500円 第3子以降 各 74,800円	(障害厚生年金) ・障害認定後一定の障害の状態にある限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 1級 報酬比例年金額×1.25+配偶者の加給年金額(224,500円) 2級 報酬比例年金額+配偶者の加給年金額(224,500円) 3級 報酬比例の年金額(最低保証585,100円)
遺族給付	(遺族基礎年金) ・世帯主が死亡後、子が18歳の年度末まで支給 ・支給額 780,100円+子の加算 子の加算は、障害基礎年金と同じ	(遺族厚生年金) ・世帯主が死亡後、結婚などが無い限り終身支給 ・平均標準報酬額、加入期間、障害等級による金額 報酬比例年金額×3/4

* 金額は平成28年4月からのもの

＜老齡年金の支給要件・支給開始年齡＞

	支給要件
国民年金 (老齡基礎年金)	<ol style="list-style-type: none">1. 支給要件<ul style="list-style-type: none">・保険料納付済み期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計が25年以上あること・ただし、平成29年4月1日以降は、10年に短縮予定・60歳以降も任意加入が可能(年金額を増やす目的では65歳まで、受給資格を満す目的では70歳まで)2. 支給開始年齡<ul style="list-style-type: none">・原則として65歳。ただし、繰上げ請求、繰下げ請求が可能
厚生年金 (老齡厚生年金)	<ol style="list-style-type: none">1. 支給要件<ul style="list-style-type: none">・老齡基礎年金の支給要件を満たし、厚生年金の被保険者期間が1か月以上あること・ただし、<u>特別支給の老齡厚生年金は、1年以上の被保険者期間が必要</u>・厚生年金は70歳まで加入が可能2. 特別支給の老齡厚生年金の支給開始年齡 (生年月日 男性／女性、元号は昭和)<ul style="list-style-type: none">・(22. 4. 2～24. 4. 1／27. 4. 2～29. 4. 1) 報酬比例部分60歳、定額部分64歳から・(~28. 4. 1／33. 4. 1) 報酬比例部分60歳から、定額部分の支給なし・(~30. 4. 1／35. 4. 1) 報酬比例部分61歳から、定額部分の支給なし・(~32. 4. 1／37. 4. 1) 報酬比例部分62歳から、定額部分の支給なし・(~34. 4. 1／39. 4. 1) 報酬比例部分63歳から、定額部分の支給なし・(~36. 4. 1／41. 4. 1) 報酬比例部分64歳から、定額部分の支給なし・(36. 4. 2以降／41. 4. 2以降) <u>特別支給の老齡厚生年金の支給はない</u>

<老齡基礎年金の年金額>

	年金額など(平成28年4月から)
老齡基礎年金の年金額	<p>年金額=780,100円×M/480か月 M: 保険料納付済月数+(全額免除月数×4/8)+ (4分の1納付月数×5/8)+(半額納付月数×6/8)+(4分の3納付月数×7/8)</p>
繰上げ請求	<p>繰上げ請求の場合、減額された年金額が支給される 減額率は、(0.5×繰上げ月数)% (繰上げ月数: 請求月から65歳になる月の前月までの月数) (例) 満額受給できる人が、60歳0か月からの繰上げ請求(60か月早く受給する)ケース ・年金額=780,100円-780,100円×(0.5×60か月)%=546,070円 ・30%減額された年金が、生涯続くことになる</p>
繰上げ請求の注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受給権は繰上げ請求した日に発生し、裁定の取り消し、変更はできない 2. 任意加入はできない 3. 受給権発生後、障害基礎年金、寡婦年金は支給されず、付加年金は同時に減額される 4. 遺族厚生年金の受給権がある場合、65歳まではいずれか1つを選択することになる (65歳以降は減額された老齡基礎年金と遺族厚生年金が併給される)
繰下げ請求	<p>繰下げ請求の場合、増額された年金額が支給される 増額率は、(0.7×繰下げ月数)% (繰下げ月数: 65歳になる月から請求月の前月までの月数) (例) 満額受給できる人が、67歳0か月からの繰下げ請求(24か月遅く受給する)ケース ・年金額=780,100円+780,100円×(0.7×24か月)%=911,157円 ・16.8%増額された年金が、生涯続くことになる</p>

<老齢厚生年金の年金額>

	年金額など(平成28年4月から)
老齢厚生年金の年金額	<p>○報酬比例の年金額＋加給年金額＋経過的加算</p> <p>(1)報酬比例の年金額 $(\text{平均標準報酬月額} \times A \times \text{月数A}) + (\text{平均標準報酬額} \times B \times \text{月数B})$</p> <ul style="list-style-type: none">・Aは7.125/1000、Bは5.481/1000。昭和21年4月1日以前に生まれた人には別途乗数を定めている・月数Aは平成15年3月までの、月数Bは平成15年4月以降の加入月数・平均標準報酬月額(平均標準報酬額)を算出する際には、過去の額を現在の賃金水準に読み替えるため、<u>再評価率</u>を用いる <p>(2)加給年金額</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生年金の被保険者期間が20年以上で、生計維持される65歳未満の配偶者または18歳到達年度末までの子、障害等級1級2級に該当する20歳未満の子がいる場合に支給・配偶者 224,500円、第1子、第2子 224,500円、第3子以降 74,800円・さらに受給権者の生年月日により、以下のように<u>配偶者の特別加算</u>が支給される 昭和9年4月2日～15年4月1日 33,200円、～昭和16年4月1日 66,200円 ～昭和17年4月1日 99,400円、～昭和18年4月1日 132,500円 昭和18年4月2日以降 165,600円 <p>(3)経過的加算額</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>特別支給の老齢厚生年金</u>を受けていた人が対象・60歳代前半の老齢厚生年金の定額部分と老齢基礎年金の差額を支給

<特別支給の老齢厚生年金>

	年金額など(平成28年4月から)
特別支給の 老齢厚生年金	<p>○定額部分＋報酬比例部分＋加給年金額</p> <p>(1)定額部分 $1,626円 \times 生年月日に応じた率 \times 厚生年金の加入月数$</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和21年4月1日以前に生まれた人には、生年月日に応じた率を乗じて金額を調整する・定額単価(現行1,626円)は、毎年度改定率により改定される <p>(2)報酬比例部分 $(平均標準報酬月額 \times A \times 月数A) + (平均標準報酬額 \times B \times 月数B)$</p> <ul style="list-style-type: none">・Aは7.125/1000、Bは5.481/1000。昭和21年4月1日以前に生まれた人には別途乗数を定めている・月数Aは平成15年3月までの、月数Bは平成15年4月以降の加入月数・平均標準報酬月額(平均標準報酬額)を算出する際には、過去の額を現在の賃金水準に読み替えるため、再評価率を用いる <p>(3)加給年金額</p> <ul style="list-style-type: none">・定額部分も報酬比例部分もある人にだけ支給される・厚生年金の被保険者期間が20年以上で、生計維持される65歳未満の配偶者または18歳到達年度末までの子、障害等級1級2級に該当する20歳未満の子がいる場合に支給・配偶者 224,500円、第1子、第2子 224,500円、第3子以降 74,800円・さらに受給権者の生年月日により、以下のように配偶者の特別加算が支給される <p>昭和9年4月2日～15年4月1日 33,200円、～昭和16年4月1日 66,200円 ～昭和17年4月1日 99,400円、～昭和18年4月1日 132,500円 昭和18年4月2日以降 165,600円</p>

< 在職中の老齢厚生年金 >

収入の種類	A: 総報酬月額相当額 (1年間の給与と賞与の合計額の1/12) B: 老齢厚生年金の基本月額 (65歳未満、加給年金額を除く) C: 老齢厚生年金の基本月額 (65歳以降、老齢基礎年金、加給年金額、経過的加算を除く)
65歳未満の場合	① A+Bが28万円以下の場合 ⇒ 全額支給 ② A+Bが28万円以上の場合 Aが47万円以下、Bが28万円以下 ⇒ $(A+B-28万円) \div 2$ が減額 Aが47万円以下、Bが28万円超 ⇒ $A \div 2$ が減額 Aが47万円以上、Bが28万円以下 ⇒ $(47万円+B-28万円) \div 2 + (A-47万円)$ が減額 Aが47万円以上、Bが28万円超 ⇒ $(47万円 \div 2) + (A-47万円)$ が減額
65歳以上の場合	① (A+Cが47万円以下) 全額支給 ② (A+Cが47万円以上) $A+C-47万円 \div 2$ が減額
雇用保険との調整	* 60歳から65歳までの間、雇用保険から ① <u>高年齢雇用継続基本給付金</u> が支給される場合、Aの最大6%相当が減額 ② <u>失業給付</u> を受けている期間は、特別支給の老齢厚生年金は支給停止

＜離婚時の厚生年金分割＞

合意分割制度	<p>○婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額、標準賞与額)を当事者間で分割できる制度</p> <p>(1)条件</p> <ul style="list-style-type: none">・婚姻期間中の厚生年金記録があること・当事者双方の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと (当事者の一方の求めにより裁判所が按分割合を定めることができる)・請求期限(離婚をした日の翌日から起算して2年以内)を経過していないこと <p>(2)婚姻期間中に3号分割の対象期間が含まれるときは、同時に3号分割の請求があったとみなされる</p> <p>(3)年金分割の効果は厚生年金の報酬比例部分に限られ、<u>老齢基礎年金</u>には影響しない</p>
3号分割制度	<p>○第3号被保険者からの請求により、相手の厚生年金記録の2分の1を分割できる制度</p> <p>(1)条件</p> <ul style="list-style-type: none">・婚姻期間中でかつ第3号被保険者期間中に、平成20年4月1日以降の厚生年金記録があること・請求期限(離婚をした日の翌日から起算して2年以内)を経過していないこと <p>(2)3号分割制度については、当事者双方の合意は必要ない</p> <p>(3)分割される側が障害厚生年金の受給権者である場合は認められない場合がある</p>

老齡年金 知っておきたい3つのこと

①老齡基礎年金は、65歳以上で支給要件を満たした人に支給されます。

- ・平成28年度満額は780,100円(年額)で、保険料納付月数等に応じた金額が支給されます。
- ・支給要件は、保険料納付済期間が25年以上あることです(平成29年からは10年に短縮予定)。
- ・繰上げ請求、繰下げ請求が可能です。繰上げ請求の場合は年金額の減額等留意すべき点があります。

②老齡厚生年金は、原則65歳以上で支給要件を満たした人に支給されます。

- ・報酬比例年金額＋加給年金額＋経過的加算が支給されます。
- ・支給要件は、老齡基礎年金の支給要件を満たし、厚生年金の加入期間が1か月以上あることです。
- ・支給開始年齢の変更による経過措置として、特別支給の老齡厚生年金が設けられています。

③厚生年金の在職老齡年金、離婚時の分割

- ・60歳以降、勤務しながら老齡厚生年金を受給する場合は支給額が一部減額されます(在職老齡年金)。
- ・60歳から65歳までの間、雇用保険からの給付がある場合は、老齡厚生年金の支給額が調整されます。
- ・離婚時には厚生年金の分割が可能です、合意分割制度と3号分割制度があります。

(データ出所)

以下の文献のデータから当研究所が作成

- ・厚生労働省 年金局 年金財政ホームページ
年金のポイント 平成25年、平成26年、平成27年
- ・日本年金機構 知っておきたい年金のはなし
遺族基礎年金または障害基礎年金を受けられる方へ
障害厚生年金、障害基礎年金を受けられる方へ
遺族厚生年金、遺族基礎年金を受けられる方へ

(免責事項)

本資料は、当研究所が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。本資料は、お客様に対して税金・法律・投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について当研究所が責任を負うものではありません。本資料は当研究所の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。



株式会社コンシリウス

website www.kinyuchishiki.jp

Email pikapikaskyland@gmail.com